

児童手当

●こども未来課

●児童手当とは

子育てをする保護者に支給される手当です。出生や転入・転出があったら、忘れずに手続きをしましょう。

●受給額

児童の年齢	児童手当（1人あたりの月額）
3歳未満	15,000円
3歳～小学生	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	10,000円

※所得が限度額以上の場合は、特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）が支給されます。

●手続き

こども未来課か各行政局市民係で、認定請求書の提出が必要です。その際、次のものをお持ちください。

- 健康保険証 ■印鑑
- 手当の振り込みを希望する通帳（請求者名義）
- マイナンバーがわかる書類
- 本人確認書類（免許証、保険証等）

●受給時期

年3回：6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月分）

●現況届

毎年6月1日時点の受給資格を確認するため、届出が必要です。届出がない場合は、6月分以降の手当を受けられなくなります。忘れずに提出してください。

特別児童扶養手当

●社会福祉課

●受給対象者

身体や精神に中度または重度の障がいがある児童を監護している父か母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方

●対象児童

身体や精神に中度または重度の障がいがある20歳未満の児童

●手当が支給されない場合

- 手当を受けようとする方や対象児童の住所が日本にない
- 対象児童が障がい児入所施設などに入所している
- 対象児童が障がいを理由に公的年金を受けとることができる

●手当を受けるための手続き

社会福祉課か各行政局市民係で認定請求の手続きをしてください。手続きには次のものが必要です。

- 診断書 ■印鑑
- 手当の振り込みを希望する通帳（請求者名義）
- マイナンバーが確認できる書類
- 本人確認書類（免許証、保険証など）

●手当の額（児童1人につき。令和2年4月1日現在）

- 1級に該当する児童…月額52,500円
- 2級に該当する児童…月額34,970円

●支給時期

年3回：4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分）

児童扶養手当

●こども未来課

●受給対象者

父母が離婚、父か母が死亡、父か母が政令で定める障がいの状態にある児童、未婚の母の子など、父または母と生計を同じくしていない児童を育てているひとり親家庭の父か母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方

●対象児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

●手当が支給されない場合

- 手当を受けようとする方や対象児童の住所が日本にない
- 手当を受けようとする方か、対象児童が手当額以上の公的年金などの給付を受けることができる
- 対象児童が父か母の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）に養育されている など

●手続き

こども未来課か各行政局市民係で認定請求の手続きをしてください。手続きには次のものが必要です。

- 手当の振り込みを希望する通帳（請求者名義）
- 印鑑 ■年金手帳 ■保険証
- マイナンバーがわかる書類 ■戸籍謄本

●手当の額（令和2年4月1日現在）

- 児童が1人の場合
全部支給…月額43,160円
一部支給…月額10,180～43,150円
- 加算額
2人目…月額5,100～10,190円
3人目以降…1人につき月額3,060～6,110円

●支給時期

- 2カ月に1回、奇数月に支給します。
- 5月（3～4月分）、7月（5～6月分）、9月（7～8月分）、11月（9～10月分）、1月（11～12月分）、3月（1～2月分）

●所得制限限度額

受給資格者本人と、生計を同じくする扶養義務者などの所得額が次の限度額以上の場合、手当の支給が停止されます。（令和2年4月1日現在）

扶養親族等の数	受給資格者		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

※扶養義務者等とは、受給資格者本人と生計を同じくする直系血族と、兄弟姉妹などをいいます。

子育て応援します



●保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000
保健課 ☎81-2271
社会福祉課 ☎81-2273



子育て応援券

●こども未来課

●子育て応援券とは

2歳までの子どもの保護者に、市内の応援券取扱店で利用できる商品券（＝子育て応援券）を支給します。

●受給内容

- 第1子、第2子の場合
出生時に………3万円分の応援券
1歳の誕生日に…3万円分の応援券
- 第3子以降の場合
出生時に………3万円分の応援券
1歳の誕生日に…3万円分の応援券
2歳の誕生日に…10万円分の応援券
※応援券は申請日（誕生日）の翌月に送付します。

●受給対象者

平成30年4月1日以降に誕生し、受給時に田村市に住民登録のあるお子さんと同居する保護者

結婚新生活支援補助金

●こども未来課

●結婚新生活支援補助金とは

令和2年4月1日から3年3月31日までに婚姻届を提出した夫婦（補助要件あり）に対し、住宅取得費用、賃料、敷金、礼金、引っ越し費用など最大で30万円支給します。

●受給対象者

- 住居が田村市にあり、当該住居に夫婦の住民登録をしていること
 - 令和2年度の夫婦の所得を合算した額が340万円未満の方
 - 婚姻日に夫婦ともに34歳以下の方
 - 市税の滞納がない方
- ※他にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

子育て支援アプリにこたむ

●保健課

子育てを支援する母子手帳アプリ。子どもの成長を写真を添えて記録できます。



▲QRコードで無料ダウンロード



子育て支援奨励金

●こども未来課

●子育て支援奨励金とは

子どもを在宅で養育している保護者に、教材費などの購入費用として奨励金を支給します。

●受給対象者

保育所、こども園、幼稚園などに通っていない3～5歳の児童を、在宅で養育している保護者

●受給額

児童1人につき月額5千円

●受給時期

8月、12月、4月

●手続き

こども未来課か各行政局市民係に申請書を提出してください。その際は、振り込みを希望する口座の通帳、印鑑が必要です。

家庭児童相談員への相談

●こども未来課

すべての子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、家庭児童相談員がご家庭やお子さんが抱えている問題などの相談に応じます。お子さんに関する相談がありましたら、自分ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

●相談内容

- 子どものしつけや生活習慣について
- 子どもの発育や心身機能上の障がいについて
- 子どもの学校生活や非行・問題行動について
- 児童虐待や家族関係について など

●相談方法

電話、来所、訪問により相談に応じます。

●相談窓口

こども未来課 子育て応援係

●相談日時

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

